特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関する事務 (基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、栄養士法による栄養士の資格の登録(免許)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

②事務の概要

栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関する事務

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】

■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)

i.資格情報の登録

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii.登録情報の訂正・変更

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

iii.資格の停止・取り消し

資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新す る。

iv.資格の削除

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に 定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用 した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや 情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審 査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。

ii.入出金管理

各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii.統計処理·集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.デジタル資格証発行(オンライン)

資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。

ii..資格証の発行・再発行(紙)

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

③システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル

2. 特定個人情報ファイル名

栄養士名簿台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番12 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第3 項番6の3 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番7の3						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番23						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	京都府健康福祉部健康対策課						
②所属長の役職名	京都府健康福祉部健康対策課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課						
9. 規則第9条第2項の適	Ħ []適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人:	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいで時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	Į				
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価報 2)基礎項目評価額 3)基礎項目評価額	書及び: 書及び:	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、そ	それぞれ重点項	目評価書入	【は全項目評価書において	こ、リス	ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入事	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でも	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分でも	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分でも	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託				[0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供 オ	ベットワークシス	テムを通じ	た提供を除く。)	[0]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ	3		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		Ι]接続しない(入手)	[0]]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でま	5 5]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	複数人で確認を行っている						

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	· <mark>啓発</mark>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	事務取扱担当者を対象としたサイバーセキュリティ研修を実施している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月11日	評価書名	栄養士法による管理栄養士資格の登録(免許) に関する事務(基礎項目評価書)	栄養士法による栄養士資格の登録(免許)に関 する事務(基礎項目評価書)	事後	評価書見直しに係る修正
令和5年12月11日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	栄養士法による管理栄養士の資格の登録(免 許)に関する事務における特定個人情報ファイ	来養士法による栄養士の資格の登録(免許)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報でする。 一般では一般である。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 1. ②	i.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申 請について、マイナンバーを利用し、住基法及 び番号法に定められた範囲内において住民基 本台帳ネットワークシステム、情報提供ネット ワークシステムを利用した情報連携を行い、本 人確認情報等の確認を行う。この他に住民基 本台帳ネットワークシステムや情報提供ネット ワークシステムにおいて、資格登録情報の更 新の有無について定期に照会を行う。審査の 結果、問題が無ければ結果情報を登録する。	ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申 請について、個人番号を利用し、任基法及が番 号法に定められた範囲内において住民基本者 帳ネットワークシステム、情報提供ネットワーク システムを利用にた情報連供を行い、本人確 設情報等の確認を行う。この他に住民基本台 帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の 有無について定期に照会を行う。審査の結果、 問題が無ければ結果情報を登録する。	事後	法律上の名称に修正
令和7年3月28日	I1. ②	い資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及 び番号法に定められた範囲内において住民基 本台帳ネットワークシステム、情報提供ネット ワークシステムを利用した情報連携を行い、本 人産認情報等の確認を行う。この他に住民基 本台帳ネットワークシステムや情報提供ネット ワーグシステムにおいて、資格登録情報の更 新の有無について実別に照会を行う。審査の 結果、資格の削除が決定した場合、登録者名 簿から削除を行う。	い、資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申 前について、個人番号を利用し、住基法及び番 時末でいて、個人番号を利用し、住基法及び番 候ネットワークシステム、情報提供ネットワーク システムを利用した情報連携を行い、本人確 認情報等の確認を行う。この他に住民基本台 情報でして、資格登録情報の更新の 有無について定期に照会を行う。審査の結果、 資格の削除が決定した場合、登録者名簿から 削除を行う。	事後	法律上の名称に修正
令和7年3月28日	I 3.	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番12	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番12	事後	番号法の改正に係る修正
令和7年3月28日	I 4. ②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番19	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 項番23	事後	番号法の改正に係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ1.	令和5年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	II 2.	令和5年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8.	(新規追加)	複数人で確認を行っている	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	I V11.	(新規追加)	事務取扱担当者を対象としたサイバーセキュリティ研修を実施している。	事後	評価項目の追加

1			